

2010年6月7日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
株式会社BSジャパン
代表取締役社長 山 田 登

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討下さいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の委任状用紙にお届印をご捺印のうえ、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2010年6月24日（木曜日）午後3時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日本経済新聞社東京本社ビル6階セミナールーム1

3. 会議の目的事項

報告事項 第12期（2009年4月1日から2010年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 共同株式移転による完全親会社設立の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

上記議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（22頁から55頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日貴社代表者以外の役員・従業員の方がご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

〔2009年4月1日から〕
〔2010年3月31日まで〕

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、2008年秋の米国発の世界同時不況の影響から脱することができず、引き続き低調に推移しました。

電通の「日本の広告費」調査によれば、2009年（暦年）の地上波テレビ広告費は、前年比10.2%減と大幅に落ち込み、5年連続して減少しました。一方、BSデジタル放送を含む衛星メディア関連の広告費は、引き続きデジタルテレビの出荷が好調で推定視聴可能世帯数が50%を超えたことなどを背景に、媒体価値の向上が広告主に認められ、前年比4.9%増と好調を持続しました。

編成部門では、ふるさとの活性化のために活躍する人たちを紹介するドキュメンタリー「ふるさと発 元気プロジェクト」、駅弁をテーマにした紀行ドキュメンタリー「にっぽん駅弁列島」、経済評論家・勝間和代さんがメインキャスターを務める「カツケン～勝間経済研究所」などのレギュラー番組を立ち上げるとともに、環境ビジネスを紹介する「NIKKI eco×eco」を月1回放送するなど、開局以来の放送基本コンセプトである「経済」と「文化」を柱とする番組編成を継続・発展させました。

また、「おぎやはぎのそこそこスターゴルフ」シリーズや「大人の習い事」シリーズを編成、テレビ放送以外でもDVD化・地上波への番組販売などの二次利用展開で収益を上げるとともに、専門誌・ネットなどさまざまな媒体で大きな反響を呼びました。

BS放送の人気コンテンツである海外ドラマでは、視聴者からの支持が多い韓流で「BAD LOVE～愛に溺れて～」 「イルジメ・一枝梅」 「ベーターベン・ウィルス～愛と情熱のシンフォニー」 「トリプル」 など7作品、BS日本の得意ジャンルであるラテンドラマで「セカンド・チャンス」を編成・放送しました。また新たに中華圏のドラマを“華流”とし、「桃花タイフーン」 「ぴー夏がいっぱい」の2作品を放送しました。

特別番組では、スポーツものを数多く放送しました。「レジェンド・オ

ブ・ゴルフ～伊集院静が訪ねる世界の名門ゴルフコース～」「大杉漣が行くイタリアサッカーの世界 英雄マルディーニの素顔に迫る」などのBSジャパン独自番組に加え、「世界卓球2009横浜」「柔道グランドスラム東京2009」「バンクーバーオリンピック」などの世界的イベントをテレビ東京と共同で放送しました。そのほか「戦場に音楽の架け橋を～コソボで活躍する指揮者 柳沢寿男の苦闘～」「ゴッホ最後の70日～ひまわりの画家はあの日、殺されたのか?」「龍馬の暗号・最後の手紙に隠された謎」など、ドキュメンタリー、美術、歴史など幅広いジャンルで個性豊かな番組を放送し、より多くの視聴者の獲得を目指しました。

営業部門では、タイムレギュラー売り上げはテレビ東京地上波とのセットセールス番組枠を減らしたため、前事業年度比0.2%減となりましたが、特番は同11.6%増、フレックスは同13.4%増、総売り上げは同3.1%増と堅調に推移しました。これは、普及世帯の増加とコンテンツの充実により、当社の媒体力の向上が広く認められた結果と考えられます。

上期下期の売り上げ比較では、上期が前事業年度比0.2%減であったのに対し、全般的な景況感の回復と連動して下期には同6.3%増を達成しました。

技術部門では、老朽化したデータ放送設備を更新するとともに、番組サーバーシステムの更新に取り掛かるなど放送運行の信頼性確保と効率化に努めました。また、次期マスター設備の計画に着手し、同時に新設備の完成まで現用設備を安定的に稼働させるため、設備の延命対策を継続的に実施しました。

当事業年度は、売上高は56億78百万円（前期比3.1%増）と増収となりました。営業利益2億98百万円（前期比35.9%減）、経常利益3億47百万円（前期比35.1%減）、当期純利益は3億11百万円（前期比20.1%減）となり、増収減益となりました。番組コンテンツの一層の充実に力を注いできましたが、結果として利益は当初計画を上回ることはできませんでした。

② 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 9 期 (2006年度)	第 10 期 (2007年度)	第 11 期 (2008年度)	第 12 期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	4,524,003	5,115,499	5,508,222	5,678,470
経 常 利 益 (千円)	134,173	446,172	536,004	347,779
当 期 純 利 益 (千円)	132,963	444,962	390,257	311,762
1株当たり当期純利益 (円)	221.60	741.60	650.42	519.60
総 資 産 (千円)	11,333,517	11,982,314	12,270,549	12,749,145
純 資 産 (千円)	10,511,466	10,952,674	11,346,686	11,693,840
1株当たり純資産額 (円)	17,519.11	18,254.45	18,911.14	19,489.73

(注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また1株当たり純資産額は期末株式数により計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

株式会社日本経済新聞社は、当社の議決権を24.35%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

2010年12月に開局10周年を迎えるBSデジタル放送は、デジタルテレビの普及に支えられてこれまで順調に売り上げを伸ばし、キー局系のBS民放5社とも黒字体質を定着させました。BSデジタル放送の普及が軌道に乗り導入期から成長期へと移行したいま、BS民放各社は協調から競争へと舵を切りました。本格的な多チャンネル時代を迎え、視聴者に選ばれるための戦略が重要性を増しています。

そのためBS民放各社ともキー局との連携を強めており、BSの競争は企業グループによる総力戦という様相が濃くなっています。BSジャパンが埋没することなく視聴者の支持を得て、一層の発展をするために、日経・テレビ東京グループとの協力関係を強化していきます。信頼される「日経・テレビ東京」ブランドを前面に押し出し、良質で視聴者から評価される番組を共同で開発し、さらにコストダウンを進める体制とすることが不可欠です。

このような判断から、当社は本年3月26日に、株式会社テレビ東京及びテレビ東京ブロードバンド株式会社とともに3社で、本年6月に開催される株主総会での承認を前提として、本年10月1日付けで共同株式移転の方法により認定放送持株会社を設立して経営統合し、それぞれの会社は持株会社の

100%子会社へ移行することに合意しました。この持株会社を東京証券取引所へ上場することにより、当社にとって懸案であった株式配当などによる株主還元策を現実のものとし、3社のシナジー効果を発揮して企業グループの一層の業績向上に資する考えです。

(5) 主要な事業内容 (2010年3月31日現在)

放送法に基づく委託放送事業及びこれに関連する一切の事業

(6) 主要な事業所 (2010年3月31日現在)

本 社 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

(7) 使用人の状況 (2010年3月31日現在)

使用人数：13名 (前事業年度末比 1名減)

上記の人員には嘱託は含まれておりません。

平均年齢：45.2歳

平均勤続年数：2.7年

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2010年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 800,000株
- ② 発行済株式の総数 600,000株
- ③ 株主数 39名
- ④ 主な株主の状況 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社日本経済新聞社	146,100株	24.35%
株式会社テレビ東京	84,000	14.00
株式会社東京計画	60,000	10.00
三井物産株式会社	44,000	7.33
株式会社東芝	43,400	7.23
テレビ大阪株式会社	24,000	4.00
テレビ愛知株式会社	21,000	3.50
東日本電信電話株式会社	17,880	2.98
株式会社電通	15,000	2.50
日本電気株式会社	13,000	2.17

(2) 会社役員 の 状 況

取締役及び監査役の状況 (2010年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	藤 井 実	
代 表 取 締 役 社 長	山 田 登	営 業 ・ 編 成 本 部 長
専 務 取 締 役	深 沢 健 二	総 務 ・ 技 術 本 部 長 兼 経 理 部 長
常 務 取 締 役	藤 井 潤 一	営 業 ・ 編 成 本 部 営 業 局 長 兼 編 成 局 長
取 締 役	芹 川 洋 一	株 式 会 社 日 本 経 済 新 聞 社 常 務 執 行 役 員 電 波 ・ 電 子 戦 略 室 長
取 締 役	豊 田 和 夫	株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ 経 営 企 画 本 部 経 営 企 画 部 部 長
取 締 役	三 浦 正 彦	三 井 物 産 株 式 会 社 メ デ ィ ア 事 業 部 放 送 事 業 室 部 長
取 締 役	揖 斐 洋 一	株 式 会 社 東 芝 ネットワークサービス 事 業 統 括 部 部 長
常 勤 監 査 役	秋 山 豊	
監 査 役	村 上 一 則	株 式 会 社 日 本 経 済 新 聞 社 常 務 執 行 役 員 経 理 担 当
監 査 役	高 島 政 明	株 式 会 社 テ レ ビ 東 京 取 締 役 経 理 担 当 補 佐 兼 内 部 統 制 担 当

- (注) 1. 取締役 芹川洋一氏、豊田和夫氏、三浦正彦氏、揖斐洋一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 秋山 豊氏、村上一則氏、高島政明氏は、社外監査役であります。

(3) 会 計 監 査 人 の 状 況

名 称 有限責任監査法人トーマツ

(4) 業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制

当社は、2006年5月30日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定めました。

① 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「コンプライアンス基本方針」並びに「行動規範」を制定し、取

締役及び従業員ほか会社の業務に携わるものが、法令及び社内規則を遵守し、高い倫理規範をもって行動することを要求する。

コンプライアンスの重要性に鑑み、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る方針の決定、審議・意思決定を行う。また管理部門担当取締役をＣＣＯ（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）に任命し、コンプライアンス全般に係る統括責任者とする。ＣＣＯは業務遂行に際して独立した権限を有する。

当社はコンプライアンスに違反する行為の発生を抑制し、万一、発生した場合には、早期に発見して、適切、迅速に対処するため、内部通報制度を設ける。内部通報制度では、社内窓口のほか弁護士を社外窓口として通報者の匿名性を確保し、通報者が不利益な取り扱いを受けることのないように万全を期す。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役はその職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「情報システム利用・運用規程」に則り、適切に保存・管理する。情報の区分ごとの保存年数は「文書管理規程」によるものとし、意思決定のプロセスが明確になるように整理し保存するものとする。

監査役は稟議書をはじめとする重要決裁書類を閲覧し、その保存・管理状態を監査し、必要に応じて取締役会に報告、改善の勧告を行う。

「文書管理規程」及び「情報システム利用・運用規程」など関連規程は、随時見直し、改善を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会において、経営戦略や経営計画など重要な意思決定を行う際には、常にリスク管理の観点からリスクアセスメントを行ったうえで、意思決定を行う。

管理部門担当取締役をリスク管理の統括責任者とし、「リスク管理規程」を制定して、これに基づいてリスク管理体制を確立する。

監査役は会社のリスク管理体制を監査し、必要に応じて取締役会に報告、改善の勧告を行う。

「リスク管理規程」は、随時見直し、改善を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の意思決定の透明性を図るため、取締役のうち複数名は社外取

締役とする。取締役会は、経営計画並びに年次事業計画に基づいた各部署の目標の進捗状況について報告を受け、その職務の執行が効率的に行われていることを確認し、必要に応じて改善策を指示する。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

日本経済新聞社及びテレビ東京との連携を密にし、定期的に関係会社連絡会に出席し、内部統制に関する協議、情報交換を行い、コンプライアンス体制、リスク管理体制の強化を図る。

監査役は定期的に日本経済新聞社グループ監査役連絡会に出席し、会社の管理体制、リスク管理などに関する情報を得て、必要に応じて取締役会に報告、改善の勧告を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名するものとする。当該使用人は兼務者とするのを妨げないが、監査役が指示する事項に関する当該使用人への指揮権は監査役に移管され、取締役の指示命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、評価、懲戒処分等の人事全般に関しては、監査役会との協議を要するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役の出席する取締役会その他の重要な会議において、随時その担当業務の執行状況を報告する。

取締役及び使用人は、コンプライアンスまたはリスク管理の観点から会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事態が発生した場合には、遅滞なく監査役に報告する。

監査役は取締役会及び役員会など重要な会議に出席して業務の執行状況を把握し、また稟議書、重要契約書など業務執行に係る重要文書を閲覧する。取締役及び使用人は、職務の執行状況について監査役から報告を求められた場合には、迅速にその要請に応えるものとする。

貸借対照表

(2010年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,976,759	流動負債	1,012,552
現金及び預金	7,682,593	買掛金	484,694
売掛金	1,021,783	未払金	98,280
番組勘定	244,076	未払費用	363,326
貯蔵品	422	未払法人税等	34,304
未収入金	13,777	前受金	25,650
前払費用	8,424	預り金	2,296
未収消費税等	5,681	賞与引当金	4,000
固定資産	3,772,386	固定負債	42,753
有形固定資産	212,248	退職給付引当金	4,332
建物	226	役員退職慰労引当金	30,990
機械装置	211,122	リース資産減損勘定	7,431
工具器具備品	899	負債合計	1,055,305
無形固定資産	71,999	(純資産の部)	
ソフトウェア	71,999	株主資本	11,658,448
投資その他の資産	3,488,138	資本金	25,000,000
投資有価証券	888,280	資本剰余金	5,000,000
長期預金	2,500,000	資本準備金	5,000,000
差入保証金	97,858	利益剰余金	△18,341,551
その他	2,000	その他利益剰余金	△18,341,551
		繰越利益剰余金	△18,341,551
		評価・換算差額等	35,391
		その他有価証券評価差額金	35,391
資産合計	12,749,145	純資産合計	11,693,840
		負債・純資産合計	12,749,145

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔2009年4月1日から〕
〔2010年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,678,470
売 上 原 価		3,696,868
売 上 総 利 益		1,981,602
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,683,195
営 業 利 益		298,406
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	46,105	
雑 収 入	3,266	49,372
経 常 利 益		347,779
特 別 損 失		
リ ー ス 解 約 損	34,806	34,806
税 引 前 当 期 純 利 益		312,972
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,210
当 期 純 利 益		311,762

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔2009年4月1日から〕
〔2010年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2009年3月31日残高	25,000,000	5,000,000	5,000,000	△18,653,313	△18,653,313
事業年度中の変動額					
当期純利益				311,762	311,762
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	311,762	311,762
2010年3月31日残高	25,000,000	5,000,000	5,000,000	△18,341,551	△18,341,551

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2009年3月31日残高	11,346,686	-	-	11,346,686
事業年度中の変動額				
当期純利益	311,762			311,762
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		35,391	35,391	35,391
事業年度中の変動額合計	311,762	35,391	35,391	347,153
2010年3月31日残高	11,658,448	35,391	35,391	11,693,840

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項】

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

 番組勘定及び貯蔵品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

 有形固定資産（リース資産を除く）

 ……………定額法

 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物 3年

 機械装置 6年

 工具器具備品 5年

 無形固定資産（リース資産を除く）

 ……………定額法

 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

 リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(追加情報) 前事業年度より従業員賞与の支給を実施したことに伴い、当事業年度に負担すべき支給見込み額を賞与引当金として計上しております。

これにより、営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ4,000千円減少しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額（会社都合により退職した場合の要支給額の全額）を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末要支給額の全額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	45,020千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	12,600千円
短期金銭債務	3,718千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売 上 高	13,800千円
仕 入 高	21,412千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における発行済株式の数	普通株式	600,000株
---------------------	------	----------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	3,068,296千円
減損損失	25,775千円
役員退職慰労引当金	12,609千円
投資有価証券評価損	43,597千円
未払費用	22,615千円
賞与引当金	1,627千円
退職給付引当金	1,762千円
その他	<u>1,642千円</u>
繰延税金資産小計	3,177,928千円
評価性引当額	<u>△ 3,177,928千円</u>
繰延税金資産合計	<u>－千円</u>

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

- (1) 当事業年度の末日における取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	取得原価 相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高 相当額
機械装置	37,147	21,403	6,864	8,879
工具器具備品	8,524	686	7,550	288
ソフトウェア	24,500	—	24,500	—
合計	70,172	22,089	38,914	9,168

- (2) 当事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定残高

(単位：千円)

1年以内	14,005
1年超	3,139
合計	17,144
リース資産減損勘定残高	7,431

- (3) 当事業年度中の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

支払リース料	22,061
リース資産減損勘定の取崩額	14,875
減価償却費相当額	20,500
支払利息相当額	829

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については資金運用規則を設け、当社が求められている公共的使命と余剰資金を運用するという見地から、元本返還の確実性が高い方法で慎重かつ誠実な運用を行っております。

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、経理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	7,682,593	7,682,593	—
(2) 売掛金	1,021,783	1,021,783	—
(3) 投資有価証券	92,780	92,780	—
(4) 長期預金	2,500,000	2,497,750	△2,249
(5) 買掛金	(484,694)	(484,694)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期預金

預金先である金融機関より入手した時価によっております。

(5) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)非上場株式(貸借対照表計上額795,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任等	事業上 の関係				
主要株主	關テレビ東京	8,910	テレビ送	被所有 直接14.00 間接0.76	兼任 1名	番組購 入及び 業務委 託	放送収入	625,252	売掛金	55,567
							番組の制作 及び購入	703,285	買掛金	109,095
							業務委託	824,676	未払費用	55,740

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記、会社への販売、購入及び委託料については、市場価格を参考に決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

- (1) 1株当たり純資産額 19,489円73銭
- (2) 1株当たり当期純利益 519円60銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月10日

株式会社 B S ジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 卓 司 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 坂 健 司 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社BSジャパンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2009年4月1日から2010年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2010年5月12日

株式会社BSジャパン監査役会

常勤監査役 秋山 豊 ⑩

監査役 村上一則 ⑩

監査役 高島政明 ⑩

(注) 監査役 秋山 豊、村上一則、高島政明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 株式会社 B S ジャパン
代表取締役社長 山 田 登

2. 議案及び参考事項

第 1 号議案 共同株式移転による完全親会社設立の件

1. 株式移転を行う理由

デジタル技術の進歩による情報通信の環境の変化に加え、規制緩和や法制度の改正等により、メディア業界は大きな変革期を迎えています。高画質の映像コンテンツを楽しむ手段が多様化することで、従来型のビジネスモデルでは捉えきれない新たな宣伝手法を模索する動きが広告主の間にも生じ始めています。

B S デジタル放送の視聴可能世帯数は、2010年4月現在で2855万世帯、54.0%となり普及速度は加速しています。媒体価値の向上を受けて、B S 広告費の成長は続き、民放連が公表した「営業収入見通し」では、2010年度のB S デジタル放送5社の営業収入は合計で344億円、前年比4.9%増と予測されています。

ライフスタイルやビジネスの有り様がさらに変わる中、広告主ニーズのさらなる高度化、細分化に対応するには、様々なメディアを機能的に連携させ、活用する必要があります。当社としては、さらなる成長のために、テレビ東京グループとの関係を一層深めて、「映像・放送」を核にしながら最新のデジタル技術を利用して、地上波、B S 波、C S 波、FMラジオ、インターネット、モバイルなどあらゆるメディアを通じてソフトを視聴者に提供するべく、一つのコンテンツが生み出す価値を最大化する、強固なグループ体制を構築することが不可欠だと考えました。

当社は株式会社日本経済新聞社（以下、「日本経済新聞社」といいます。）
、株式会社テレビ東京（以下、「テレビ東京」といいます。）等の出資により設立され、2000年12月から全国放送を始めました。「経済」と「上質なエンタテインメント」を番組編成の基本に据え、報道・対談・紀行・美術・歴史、さらに日本経済新聞社と連携した特別番組等「大人向けの見飽きない」コンテンツで、着実に視聴者を増やしてきました。

テレビ東京は、日本経済新聞社グループとの友好関係をベースにして経済番組を開発し、また「アニメ」、「健全なエンターテインメント」等を中心

に特色ある番組作りとコンテンツのマルチユースを軸に、公共の電波を預かる放送事業者として、放送の公共的な使命と報道機関としての責任を自覚し、国民生活の福祉と文化の向上に貢献することを目指してまいりました。

また、2001年に創業し、2005年12月に東京証券取引所マザーズ市場に上場したテレビ東京ブロードバンド株式会社（以下、「TXBB」といい、当社及びテレビ東京と併せて「株式移転完全子会社」といいます）は、テレビ東京グループのIT戦略企業として、モバイル&インターネット分野において、「てれともばいる」「アニメX」等のテレビ東京関連コンテンツ及び「SNOOPY」「ミッフィー」等の世界的な人気キャラクターを活用したコンテンツの配信事業を展開してまいりました。

認定放送持株会社制度は、2008年4月施行の改正放送法で導入され、複数の地上放送局と1つのBS局などを100%子会社として保有することが可能となりました。

3社は、経営統合により、認定放送持株会社体制に移行することで、①地上波、BS波、CS波、FMラジオに加え、インターネットやモバイルでもコンテンツを効率的に視聴者に提供する体制を構築すること、②放送と通信の連携を具現化するとともにグループの持つ経営資源を有効に活用し、責任あるメディアとしての役割を果たしながらグループの更なる競争力強化を実現すること、及び③新規事業展開の加速、すなわちコンテンツの特性に応じて最適なパートナーを選択し事業展開することが可能となり、ひいては企業価値の向上が実現できるものと考えております。

本議案は、以上の目的のため、当社がテレビ東京及びTXBBと共同して会社法第772条に基づく株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方法により、完全親会社「株式会社テレビ東京ホールディングス」（以下、「TXHD」といいます。）を設立し、その完全子会社となることにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

株式会社テレビ東京（以下「テレビ東京」という。）、テレビ東京ブロードバンド株式会社（以下「TXBB」という。）及び株式会社BSジャパン（以下「BSJ」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

テレビ東京、TXBB及びBSJは、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、テレビ東京、TXBB及びBSJの発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
本持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
本持株会社の商号は、「株式会社テレビ東京ホールディングス」とし、英文では「TV TOKYO Holdings Corporation」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
本持株会社の本店の所在地は東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区虎ノ門四丁目3番12号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
本持株会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。
島田 昌幸

菅谷 定彦
山田 登
加藤 雅夫
野村 尚宏
犬飼 正
菊池 悟
藤延 直道
高島 政明
辻 幹男
岡崎 守恭
三宅 誠一
喜多 恒雄 (社外取締役)
大橋 洋治 (社外取締役)

2. 本持株会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

奥川 元
三森 和彦 (社外監査役)
荒木 浩 (社外監査役)
中地 宏
林 智之 (補欠監査役)

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条 (本株式移転に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項)

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により本持株会社が、テレビ東京、TXBB及びBSJの株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるテレビ東京、TXBB及びBSJの普通株式の株主に対し、それぞれその所有する普通株式に代わり、(i)テレビ東京が基準時現在発行している普通株式数の合計数と同数、(ii)TXBBが基準時現在発行している普通株式数の合計に45を乗じて得られる数と同数、及び(iii)BSJが基準時現在発行している普通株式数の合計に11を乗じて得られる数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時におけるテレビ東京、TXBB及びBSJの普通株式の株主に対し、その所有するテレビ東京の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当て、その所有するTXBBの普通株式1株につき、本持株会社の普通株式45株の割合をもって割り当て、その所有するBSJの普通株式1株につき、本持株会社の普通

株式11株の割合をもって割り当てる。

第5条（本持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

10,000百万円

(2) 資本準備金の額

7,700百万円

(3) 利益準備金の額

0円

(4) 資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得られる額

第6条（本持株会社成立日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2010年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、テレビ東京、TXBB及びBSJは協議・合意の上、本持株会社成立日を変更することができるものとする。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

テレビ東京、TXBB及びBSJは、それぞれ以下に定める日を開催日として定時株主総会を開催し、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、テレビ東京、TXBB及びBSJは協議・合意の上、当該承認を求めるための株主総会の開催日を変更することができるものとする。

テレビ東京：2010年6月25日

TXBB：2010年6月21日

BSJ：2010年6月24日

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の東京証券取引所第一部への上場を予定する。
2. 本持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条（会社財産の管理等）

テレビ東京、TXBB及びBSJは、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、通常範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別

途定める場合を除き、あらかじめテレビ東京、TXBB及びBSJが協議・合意の上これを行うものとする。

第10条（本株式移転の実行の条件）

本株式移転の実行は、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項が第7条に定めるテレビ東京、TXBB及びBSJの株主総会において承認されること、並びに放送法第52条の30第1項に基づく総務大臣の認定その他本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られることを条件とする。

第11条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間に、テレビ東京、TXBB若しくはBSJの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、テレビ東京、TXBB及びBSJは協議・合意の上、本株式移転の条件（第4条に定める交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項を含む。）その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第12条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、テレビ東京、TXBB及びBSJが別途協議・合意の上定める。

（以下余白）

本株式移転計画作成の証として、本書3通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2010年5月14日

テレビ東京 : 東京都港区虎ノ門四丁目3番12号
株式会社テレビ東京
代表取締役社長 島田 昌幸 ㊞

TXBB : 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
住友新虎ノ門ビル7階
テレビ東京ブロードバンド株式会社
代表取締役社長 加藤 雅夫 ㊞

BSJ : 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー5階
株式会社BSジャパン
代表取締役社長 山田 登 ㊞

「別紙」

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社テレビ東京ホールディングスと称し、英文ではTV TOKYO Holdings Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、以下の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理すると共に、当該会社等の事業活動の支援等を行うことを目的とする。

- (1) 放送法による一般放送事業、委託放送事業及びその他放送事業
- (2) 放送番組、映画、録画物、録音物及び出版物の企画、制作、購入、調達、刊行、販売、興行、配給及び輸出入
- (3) 電気通信事業法による電気通信事業
- (4) 電気通信役務利用放送法による電気通信役務利用放送事業
- (5) 放送関連技術の開発、指導及び販売
- (6) コンピュータ、コンピュータシステム及び情報通信機器並びにそれら利用技術の開発、指導、販売、運営及び保守
- (7) 各種情報の収集、情報処理及び情報提供サービスに関する業務
- (8) 映画、音楽、美術、演劇、芸能、科学、スポーツ等各種催物・イベントの企画、制作、興行、運営、実施、仲介及び管理業
- (9) 映像、音声、文字等による各種ソフトウェアの企画、制作、複製及び販売並びにこれらソフトウェアによる放送・通信提供サービス
- (10) インターネット等の通信ネットワークを利用し、画像、映像、音楽、文字情報を加工・編集した制作物、音声、音楽、映像等のソフトウェアの企画、配信及び販売
- (11) インターネット等の通信ネットワーク、テレビ、ラジオを通じて配信する音楽の企画、制作、配信及び販売、その他放送番組の全部または一部、若しくはこれに関連する画像、映像、文字情報を加工・編集した制作物の企画、配信及び販売
- (12) 音楽ソフト（ディスク、レコード等）の企画、制作、販売、輸入、賃貸、

配給及び配信

- (13) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、ノウハウ、工業所有権及び商品化権等の無体財産権の取得、利用、譲渡、販売、使用許諾その他管理業務、それらの仲介並びにそれらを複製利用した商品の製造及び販売
- (14) 映像・音声ライブラリーの運営及び管理
- (15) 放送・通信を利用した通信販売及びその斡旋並びにその企画
- (16) キャラクターの企画、開発及びデザインの賃貸並びにキャラクターグッズ等の企画、開発、製造、製造委託及び販売に関する業務
- (17) ゲームソフト、ビデオソフト、シーディー、シーディーロム、ディーブイディーなどの電子メディア及び書籍の企画、制作、販売及び賃貸
- (18) コンピュータに関するソフトウェア及びプログラムの企画、制作、開発、販売及び賃貸
- (19) 放送施設、放送用設備、店舗、室外装飾等の調査、設計、施工、保守・管理、賃貸、販売、売買、仲介及び斡旋に関する業務
- (20) 放送事業に係る厚生・文化事業及びアナウンサー等の教育事業の経営
- (21) 放送、通信、新聞及び雑誌等の広告代理店業並びに広告物の企画及び制作
- (22) 家具、衣料品、食品、医薬品、日用品雑貨、貴金属、運動用品、玩具、文具、船舶、自動車、美術品、書籍、出版物、飲食等の販売及び賃貸
- (23) 不動産の売買、賃貸、仲介及び斡旋
- (24) 労働者派遣事業
- (25) 人材の職業適性能力の開発のための研修の企画、運営及び実施
- (26) 有料職業紹介事業
- (27) 企業の経営・管理全般に関するコンサルティング
- (28) 旅行代理業
- (29) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する事業
- (30) 倉庫業
- (31) 自動車の保守、管理、運行代行及び運行管理の請負業
- (32) 飲食店の経営、飲食店における経営指導
- (33) 前各号に関連する役務の提供及び代行
- (34) 前各号に関する市場調査、コンサルティング
- (35) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は100,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(外国人等の株主名簿への記載または記録の制限)

第12条 当社は、次の各号に掲げる者（以下「外国人等」という。）のうち、第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合と、これらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる

議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が、当会社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記載または記録することを拒むことができる。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 外国政府またはその代表者
- (3) 外国の法人または団体
- (4) 前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第14条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者)

第16条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した代表取締役が招集する。

- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(議長)

第17条 株主総会は、取締役会長または取締役社長が議長となる。

- 2 取締役会長及び取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第21条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任方法)

第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第25条 代表取締役は3名以内とし、取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

第26条 業務上の都合により、取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び相談役各若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会)

第27条 取締役会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、

任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第39条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第48条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第45条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から2011年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬)

第2条 第32条及び第41条の規定にかかわらず、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額は、取締役につき、総額500百万円以内とし、監査役につき、総額60百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、自動的に削除されるものとする。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) テレビ東京、TXBB及び当社は、株式移転完全子会社が共同して行う本株式移転によるTXHDの設立に際し、株式移転完全子会社の株主に対し交付するTXHDの普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

①株式移転比率

テレビ東京の普通株式1株に対してTXHDの普通株式1株、TXBBの普通株式1株に対してTXHDの普通株式45株、当社の普通株式1株に対してTXHDの普通株式11株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、3社による協議の上、変更することがあります。

また、TXHDが本株式移転により発行する新株式数は28,779,500株の予定であります。これは、平成22年3月31日時点における、テレビ東京の発行済株式総数（20,645,000株）、TXBBの発行済株式総数（34,100株）及び当社の発行済株式総数（600,000株）に基づいて算出しております。

なお、TXHDの単元株式数は、100株といたします。

②株式移転比率の算定根拠等

(a)算定の基礎

テレビ東京、TXBB及び当社は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、テレビ東京は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）、TXBBはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）、当社は朝日ビジネスソリューション株式会社（以下「朝日BS」といいます。）に対し本株式移転に用いられる株式移転比率の算定をそれぞれ依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

野村證券は、テレビ東京、TXBB及び当社それぞれについて、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）により株式移転比率を算定しました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、テレビ東京の普通株式1株に対する、TXBB及び当社の普通株式の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	TXBB	当社
①	市場株価平均法	37.5～38.9	5.5～11.3
②	類似会社比較法	26.5～36.6	10.9～13.2
③	DCF法	40.6～59.4	13.3～14.1

なお、市場株価平均法については、平成22年3月19日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの1週間、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均を採用しております。また、当社は非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似会社比較法による算定結果を引用し、算定レンジを算出しております。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、各当事会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また各当事会社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事会社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各当事会社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、みずほ証券は、テレビ東京、TXBB、当社それぞれについて、市場株価基準法、類似企業比較法、DCF法による分析を行い、株式移転比率を算定しました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、テレビ東京の普通株式1株に対する、TXBB及び当社の普通株式の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	TXBB	当社
①	市場株価基準法	34.7～41.9	9.7～10.7
②	類似企業比較法	20.0～25.9	11.4～13.1
③	DCF法	40.1～52.6	9.9～12.3

なお、市場株価基準法については、平成22年3月19日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均を採用しております。また、当社は非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似企業比較法による算定結果を引用し、算定レンジを算出しております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、各当事会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比

率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また各当事会社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事会社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各当事会社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、朝日BSは、テレビ東京についてはマーケット・アプローチに属する市場株価法及びインカム・アプローチに属するDCF法により、TXBBについてはマーケット・アプローチに属する市場株価法及びインカム・アプローチに属するDCF法により、当社についてはマーケット・アプローチに属する類似会社比準法及びインカム・アプローチに属するDCF法により算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、テレビ東京の普通株式1株に対する、TXBB及び当社の普通株式の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	TXBB	当社
①	マーケット・アプローチ	37.5～39.7	10.4～10.5
②	インカム・アプローチ	48.3～49.1	10.9～11.2

なお、市場株価法については、平成22年3月19日を算定基準日として、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間の株価終値平均を採用いたしました。

朝日BSは、株式移転比率の算定に際して、各当事会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また各当事会社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事会社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）に関する情報については各当事会社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(b) 算定の経緯

上記(a)に記載のとおり、テレビ東京は野村証券に対し、TXBBはみずほ

証券に対し、当社は朝日BSに対し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、3社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成22年3月26日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

(c) 算定機関との関係

算定機関である野村証券、みずほ証券及び朝日BSは、いずれもテレビ東京、TXBB及び当社の関連当事者には該当せず、また、これらの算定機関はいずれも、下記④に記載のとおりテレビ東京、TXBB及び当社の株式を保有する日本経済新聞社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

③ 公正性を担保するための措置

本株式移転の公正性を担保するために、各社から独立した第三者算定機関として、テレビ東京は野村証券を、TXBBはみずほ証券を、当社は朝日BSをそれぞれ選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。

④ 利益相反を回避するための措置

テレビ東京はTXBBの発行済株式総数の34.6%の株式を、当社の発行済株式総数の14.0%の株式をそれぞれ保有しており、TXBBはテレビ東京の持分法適用関連会社に該当します（平成22年3月31日現在）。また、本株式移転の当事会社であるテレビ東京、TXBB及び当社について、日本経済新聞社は、テレビ東京の発行済株式総数の33.3%の株式を、TXBBの発行済株式総数の13.8%の株式を、当社の発行済株式総数の24.4%の株式をそれぞれ保有しています（平成22年3月31日現在）。

上記の資本関係にあることから、テレビ東京の取締役会においては、日本経済新聞社の取締役を兼任している社外取締役の斎藤史郎氏は、利益相反回避の観点から、上記株式移転比率及び本株式移転計画書に関する審議及び決議に参加せず、同氏を除いた全会一致により、上記株式移転比率に係る合意及び本株式移転計画書の作成が決議されております。

また、TXBBの取締役会においては、テレビ東京の執行役員を兼任している社外取締役の三宅誠一氏、及び日本経済新聞社の執行役員を兼任している社外取締役の芹川洋一氏は、利益相反回避の観点から、上記株式移転比率及び本株式移転計画書に関する審議及び決議に参加せず、両氏を除いた全会一致により、上記株式移転比率に係る合意及び本株式移転計画書の作成が決議されております。

さらに、当社の取締役会においては、日本経済新聞社の執行役員を兼任している社外取締役の芹川洋一氏、及びテレビ東京からの出向者である常務取締役の藤井潤一氏は、利益相反回避の観点から、上記株式移転比率及び本株式移転計画書に関する審議及び決議に参加せず、両氏を除いた全会一致により、上記株式移転比率に係る合意及び本株式移転計画書の作成が決議されております。

- (2) TXHDの資本金及び準備金の額は、資本金の額を100億円、資本準備金の額を77億円、利益準備金の額を0円と決定いたしました。なお、かかる資本金及び準備金の額は、設立後のTXHDの資本政策等を総合的に考慮・検討し、テレビ東京、TXBB及び当社との間で協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものです。

4. 株式会社テレビ東京及びテレビ東京ブロードバンド株式会社についての事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

テレビ東京及びTXBBの平成22年3月期に係る計算書類等の内容は、別冊「平成22年3月期における株式会社テレビ東京、テレビ東京ブロードバンド株式会社に関する事項」のとおりであります。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 株式会社テレビ東京ホールディングスの取締役となる者に関する事項

株式会社テレビ東京ホールディングスの取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有するテレビ東京の株式数 (2)所有するTXBBの株式数 (3)所有するBSJの株式数 (4)割当てられるTXHDの株式数
<p>しまだ まさゆき 島田 昌幸 (昭和20年1月16日生)</p>	<p>昭和44年4月 (株)日本経済新聞社 入社 平成11年3月 同社 取締役 平成14年3月 同社 常務取締役 平成17年6月 (株)テレビ東京 専務取締役 制作局、報道局、スポーツ局担当 平成18年6月 (株)テレビ東京 専務取締役 編成局、制作局、ドラマ制作室、報道局、スポーツ局担当 平成19年6月 (株)テレビ東京 代表取締役社長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)テレビ東京 代表取締役社長</p>	<p>(1) 8,217株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 8,217株</p>
<p>すがや さだひこ 菅谷 定彦 (昭和14年1月7日生)</p>	<p>昭和36年4月 (株)日本経済新聞社 入社 平成2年3月 同社 取締役 平成5年3月 同社 常務取締役 平成10年3月 同社 専務取締役 平成11年6月 (株)テレビ東京 取締役副社長 編成制作本部長兼報道スポーツ本部長 平成12年6月 (株)テレビ東京 代表取締役副社長 編成制作本部長兼報道スポーツ本部長兼メディア戦略本部長 平成13年6月 (株)テレビ東京 代表取締役社長 平成19年6月 (株)テレビ東京 代表取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)テレビ東京 代表取締役会長</p>	<p>(1) 17,878株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 17,878株</p>
<p>やまだ のぼる 山田 登 (昭和20年3月23日生)</p>	<p>昭和44年7月 (株)日本経済新聞社 入社 平成11年7月 (株)テレビ東京 営業本部 ネットワーク局長 平成13年3月 (株)BSジャパン 総務本部長 平成13年6月 同社 取締役 総務本部長 平成16年6月 (株)テレビ北海道 常務取締役 編成担当兼東京代表兼編成局長 平成18年6月 同社 専務取締役 編成担当兼編成局長 平成19年6月 (株)BSジャパン 代表取締役社長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社BSジャパン 代表取締役社長</p>	<p>(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有するテレビ東京の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
かとう まさお 加藤 雅夫 (昭和29年8月21日生)	昭和54年4月 (株)テレビ東京 入社 平成12年7月 (株)テレビ東京 営業局 営業マーケティング部長 平成15年7月 (株)テレビ東京 経営戦略局 広報・IR部長 平成16年10月 (株)テレビ東京 ネットワーク局 ネットワーク業務部長 平成18年7月 (株)テレビ東京 ネットワーク局次長 平成19年6月 テレビ東京ブロードバンド(株) 代表取締役会長 平成20年1月 同社 代表取締役会長兼社長 平成20年6月 同社 代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) テレビ東京ブロードバンド(株) 代表取締役社長	(1) 2,100株 (2) 20株 (3) 0株 (4) 3,000株
のむら なおひろ 野村 尚宏 (昭和22年7月22日生)	昭和46年4月 (株)日本経済新聞社 入社 平成10年3月 同社 経理局次長 平成14年3月 同社 経理局総務 平成15年3月 同社 経理局長 平成16年3月 同社 執行役員 経理局長 平成18年3月 同社 取締役 経理担当 平成18年6月 (株)テレビ東京 社外監査役 平成19年3月 (株)日本経済新聞社 常務取締役 経理担当 平成21年3月 同社 顧問 平成21年4月 同社 経営企画担当付 平成21年6月 (株)テレビ東京 専務取締役 経理担当 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)テレビ東京 専務取締役	(1) 926株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 926株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有するテレビ東京の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
いぬかい ただし 犬飼 正 (昭和21年9月2日生)	昭和44年4月 (株)テレビ東京 入社 平成13年7月 (株)テレビ東京 技術局次長 平成14年6月 (株)テクノマックス 取締役 平成15年6月 (株)テレビ東京コマーシャル 代表取締役社長 平成16年6月 (株)テレビ東京 取締役 技術局長 平成17年6月 (株)テレビ東京 取締役 技術局、システム開発室担当 平成18年6月 (株)テレビ東京 常務取締役 技術局、システム開発室担当 平成19年6月 (株)テレビ東京 常務取締役 技術担当 平成20年6月 (株)テレビ東京 常務取締役 技術局、システム開発室担当兼番組情報基盤整備担当 平成21年6月 (株)テレビ東京 常務取締役 技術局、情報システム局、コンプライアンス統括局担当 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)テレビ東京 常務取締役	(1) 5,133株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 5,133株
きくち さとし 菊池 悟 (昭和27年4月27日生)	昭和50年4月 (株)テレビ東京 入社 平成12年7月 (株)テレビ東京 営業本部 営業局次長 平成14年8月 (株)テレビ東京 営業本部 営業局長 平成15年7月 (株)テレビ東京 営業局長 平成16年6月 (株)テレビ東京 取締役 営業局長 平成17年6月 (株)テレビ東京 取締役 編成局長 平成17年7月 (株)テレビ東京 取締役 編成局長兼BS業務推進本部副本部長 平成19年6月 (株)テレビ東京 常務取締役 編成局、ドラマ制作室担当兼BS業務推進本部本部長補佐 平成20年6月 (株)テレビ東京 常務取締役 営業局担当兼BS業務推進本部長 平成21年4月 (株)テレビ東京 常務取締役 営業局、アニメ局担当兼BS業務推進本部長 平成21年6月 (株)テレビ東京 常務取締役 営業局、ネットワーク局担当兼BS業務推進本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)テレビ東京 常務取締役	(1) 5,213株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 5,213株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有するテレビ東京の株式数 (2)所有するTXBBの株式数 (3)所有するBSJの株式数 (4)割当てられるTXHDの株式数
ふじのぶ なおみち 藤延直道 (昭和24年10月5日生)	昭和47年4月 (株)テレビ東京 入社 平成11年7月 (株)テレビ東京 報道スポーツ本部 報道局次長兼ニュース取材部長 平成13年7月 (株)テレビ東京 報道スポーツ本部 報道局長 平成15年7月 (株)テレビ東京 報道局長 平成16年6月 株式会社テレビ東京制作 代表取締役社長 平成18年6月 (株)テレビ東京 取締役 制作局長 平成19年6月 (株)テレビ東京 常務取締役 制作局、報道局、スポーツ局担当 平成20年6月 (株)テレビ東京 常務取締役 編成局、制作局、報道局、スポーツ局担当兼BS業務推進本部長補佐 平成21年6月 (株)テレビ東京 常務取締役 編成局、制作局、ドラマ制作室、報道局、スポーツ局担当兼BS業務推進本部長補佐 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)テレビ東京 常務取締役	(1) 3,938株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 3,938株
たかしま まさあき 高島政明 (昭和27年4月29日生)	昭和53年3月 学校法人東京商科学院 講師勤務 昭和58年4月 (株)テレビ東京 入社 平成14年7月 (株)テレビ東京 経理局次長兼経理部長 平成15年7月 (株)テレビ東京 編成局次長兼編成管理部長 平成17年7月 (株)テレビ東京 経理局長 平成19年6月 (株)テレビ東京 取締役 経理局長 平成21年6月 (株)テレビ東京 取締役 経理担当補佐兼内部統制担当 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)テレビ東京 取締役	(1) 1,294株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 1,294株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有するテレビ東京の株式数 (2)所有するTXBBの株式数 (3)所有するBSJの株式数 (4)割当てられるTXHDの株式数
つじ みきお 辻 幹 男 (昭和23年5月11日生)	昭和47年4月 (株)テレビ東京 入社 平成13年7月 (株)テレビ東京 編成制作本部 編成局次長兼映画・アニメ部長 平成14年7月 (株)テレビ東京 事業局次長 平成15年1月 (株)テレビ東京 事業局次長兼映像事業部長 平成15年6月 (株)プロント(現(株)テレビ東京ダイレクト) 取締役 平成16年6月 (株)イー・ティー・エックス 代表取締役社長 平成21年6月 (株)テレビ東京 取締役 コンテンツ事業局、デジタル事業推進局、アニメ局、コンテンツ管理センター担当 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)テレビ東京 取締役	(1) 462株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 462株
おかざき もりやす 岡崎 守 恭 (昭和26年2月1日生)	昭和48年4月 (株)日本経済新聞社 入社 平成12年3月 同社 東京本社 編集局次長 平成15年3月 同社 東京本社 編集局総務 平成16年3月 同社 大阪本社 代表室長 平成18年3月 同社 執行役員 大阪本社副代表兼代表室長 平成19年3月 同社 常務執行役員 名古屋支社代表 平成21年3月 同社 顧問 平成21年6月 (株)テレビ東京 上席執行役員 ネットワーク局長 現在に至る	(1) 462株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 462株
みやけ せいいち 三宅 誠 一 (昭和26年7月4日生)	昭和51年4月 (株)日本経済新聞社 入社 平成15年3月 同社 米州編集総局長 平成17年3月 同社 社長室次長 平成18年3月 同社 法務担当補佐 平成18年7月 (株)テレビ東京 報道局次長 平成19年7月 (株)テレビ東京 経営戦略局長 平成20年6月 (株)テレビ東京 取締役 経営戦略局長兼関連企業統括室長 平成21年6月 (株)テレビ東京 上席執行役員 経営戦略局長兼関連企業統括室長 現在に至る	(1) 941株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 941株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有するテレビ東京の株式数 (2)所有するTXBBの株式数 (3)所有するBSJの株式数 (4)割当てられるTXHDの株式数
き た つね お 喜多恒雄 (昭和21年11月16日生)	昭和46年4月 (株)日本経済新聞社 入社 平成15年3月 同社 取締役 平成16年3月 同社 上席執行役員 平成17年3月 同社 常務取締役 平成18年3月 同社 専務取締役 平成19年3月 同社 代表取締役専務 平成20年3月 同社 代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)日本経済新聞社 代表取締役社長	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株
おおはし よう じ 大橋洋治 (昭和15年1月21日生)	昭和39年4月 全日本空輸(株) 入社 平成5年6月 同社 取締役 平成9年6月 同社 常務取締役 平成11年6月 同社 代表取締役副社長 平成13年4月 同社 代表取締役社長 平成17年4月 同社 代表取締役会長 平成19年4月 同社 取締役会長 [現] 平成20年5月 社団法人日本経済団体連合会 副会長 [現] 平成21年6月 (株)テレビ東京 社外取締役 [現] 現在に至る (重要な兼職の状況) 全日本空輸(株) 取締役会長 社団法人日本経済団体連合会 副会長 (株)テレビ東京 社外取締役	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株

- (注)1. 各候補者と当社、テレビ東京及びTXBBとの間には特別の利害関係はありません。また、TXHDとの間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 喜多恒雄氏及び大橋洋治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由
- (1) 喜多恒雄氏を社外取締役候補者とした理由は、報道メディアの専門家としての経歴を活かしてTXHDの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、同社の経営体制が更に強化できるものと判断したことによります。
- (2) 大橋洋治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が会社経営に関する豊富な経験、高い識見を有しており、TXHDの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、同社の経営体制が更に強化できるものと判断したことによります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要
- TXHDは、喜多恒雄氏及び大橋洋治氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社におけるその在任中の法令違反等の事実
- (1) 喜多恒雄氏が取締役に就任している(株)日本経済新聞社において、同社社員によるインサイダー取引事件が発生いたしました。同氏は同事件発生まで当該事実を認識し

ておりませんでした。日頃から経営会議等において法令遵守の注意喚起をしておりました。

- (2) 大橋洋治氏が取締役役に就任している全日本空輸(株)は、平成20年2月から3月までに行ったプレミアムクラスの新聞広告に関し、景品表示法に違反する行為があったとして、平成20年8月、公正取引委員会より排除命令を受けました。

7. 株式会社テレビ東京ホールディングスの監査役となる者に関する事項

株式会社テレビ東京ホールディングスの監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する(株)テレビ東京の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
おくがわ はじめ 奥川 元 (昭和20年3月13日生)	昭和44年4月 (株)日本経済新聞社 入社 平成8年3月 同社 マルチメディア局次長 平成11年7月 (株)テレビ東京 報道スポーツ本部 報道局長 平成13年6月 (株)テレビ東京 取締役 メディア戦略本部副本部長兼メディア開発局長 平成14年6月 (株)テレビ東京 取締役 経営戦略本部副本部長兼メディア開発局長兼データ放送センター準備室長 平成15年6月 (株)テレビ東京 取締役 メディア開発局長 平成16年6月 (株)テレビ東京 常勤監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)テレビ東京 常勤監査役	(1) 3,686株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 3,686株
みつもり かずひこ 三森和彦 (昭和21年10月14日生)	昭和44年4月 (株)日本経済新聞社 入社 平成8年3月 同社 東京本社 編集局次長 平成9年3月 同社 社長室次長 平成11年3月 日経アメリカ社社長 平成14年3月 (株)日経人材情報 代表取締役社長 平成19年3月 (株)日本経済新聞社 顧問 平成21年6月 同社 経理担当付 [現] 平成21年6月 (株)テレビ東京 社外監査役 [現] 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)日本経済新聞社 経理担当付 (株)テレビ東京 社外監査役	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	(1)所有する㈱テレビ東京の株式数 (2)所有するTXBBの株式数 (3)所有するBSJの株式数 (4)割当てられるTXHDの株式数
あらき ひろし 荒木 浩 (昭和6年4月18日生)	昭和29年4月 東京電力㈱ 入社 昭和58年6月 同社 取締役 昭和61年6月 同社 常務取締役 平成3年6月 同社 取締役副社長 平成5年6月 同社 取締役社長 平成7年6月 電気事業連合会 会長 平成11年5月 社団法人経済団体連合会 副会長 平成11年6月 東京電力㈱ 取締役会長 平成14年5月 社団法人日本経済団体連合会 副会長 平成14年6月 ㈱テレビ東京 社外監査役 [現] 平成14年9月 東京電力㈱ 顧問 [現] 現在に至る (重要な兼職の状況) 東京電力㈱ 顧問 ㈱テレビ東京 社外監査役	(1) 1,611株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 1,611株
なかち ひろし 中地 宏 (昭和7年3月2日生)	昭和53年3月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 平成9年8月 監査法人ナカチ 会長・代表社員 [現] 平成10年10月 日本公認会計士協会 会長 平成10年12月 金融再生委員会委員 平成11年4月 ㈱ナカチ経営研究所 代表取締役 [現] 平成20年6月 ㈱テレビ東京 社外取締役 平成21年6月 ㈱テレビ東京 監査役 [現] 現在に至る (重要な兼職の状況) 監査法人ナカチ 会長・代表社員 ㈱テレビ東京 監査役	(1) 771株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 771株

- (注) 1. 各候補者と当社、テレビ東京及びTXBBとの間には特別の利害関係はありません。また、TXHDとの間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 荒木浩氏及び三森和彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由
- (1) 荒木浩氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が会社経営に関する豊富な経験、高い識見を有しており、TXHDの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、同社の監査体制が更に強化できるものと判断したことによります。
- (2) 三森和彦氏を社外監査役候補者とした理由は、報道メディアの専門家としての経歴を活かしてTXHDの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、同社の監査体制が更に強化できるものと判断したことによります。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要
TXHDは、荒木浩氏及び三森和彦氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 荒木浩氏が鹿島建設株式会社の社外監査役に在任中、以下の事実が発生しております。

- ①同社は、平成16年7月、新潟市発注工事を巡り、独占禁止法に基づく排除勧告を受け、その後同意審決を受けました。これに伴い、平成18年7月、建設業法に基づく営業停止処分を受けました。
- ②平成18年3月、防衛施設庁発注の岩国飛行場工事を巡り、同社社員が競売入札妨害罪による略式命令を受けました。これに伴い、同社は、平成18年5月、建設業法に基づく営業停止処分を受けました。防衛施設庁発注工事を巡っては、平成19年6月には、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。これに伴い、平成19年10月に建設業法に基づく営業停止処分を受けました。
- ③平成19年10月、名古屋市発注の地下鉄工事を巡り、同社及び同社元社員が独占禁止法違反の有罪判決を受け、同社は同年11月に同法による排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。これに伴い、平成20年1月に建設業法に基づく営業停止処分を受けました。
- ④同社は、平成4年における同社副社長（当時）らによる茨城県知事（当時）への贈賄事件について、平成21年1月に有罪判決が確定したことに伴い、平成21年3月に建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

荒木浩氏は、上記④の贈賄事件の発生当時は、同社社外監査役には就任しておらず、また、上記①～③の事件については、その発生まで当該事実を認識しておりませんが、日頃から他の監査役とともに、取締役会及び監査役会等を通じて、独占禁止法を含む各法令の遵守状況を監視し、法令に违背する業務執行がなされないことがないように努めてきました。当該事件の判明後は、事実を調査し、原因を究明するとともに、監査役会等を通じて、再発防止策等が十分機能しているかを点検するなどして、適正に職務を遂行いたしました。

8. 株式会社テレビ東京ホールディングスの補欠監査役となる者に関する事項

株式会社テレビ東京ホールディングスの補欠監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する㈱テレビ東京の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
はやし ともゆき 林 智之 (昭和22年10月12日生)	昭和46年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成11年3月 同社 東京本社 販売局次長 平成12年3月 日経香港社 社長 平成14年3月 ㈱日経リサーチ 取締役 平成16年3月 ㈱日経カルチャー 専務取締役 平成18年3月 同社 代表取締役社長 平成22年3月 同社 顧問 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱日経カルチャー 顧問	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株

- (注) 1. 候補者と当社、テレビ東京及びTXBBとの間には特別の利害関係はありません。また、TXHDとの間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 林智之氏は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠の社外監査役として選任するものであります。
 3. 林智之氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、報道メディアの専門家としての経歴を活かしてTXHDの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、同社の監査体制が更に強化できるものと判断したことによります。
 4. 林智之氏が監査役に就任された場合、TXHDは同氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結する予

定であります。

9. 株式会社テレビ東京ホールディングスの会計監査人となる者に関する事項

株式会社テレビ東京ホールディングスの会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在地	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル
構成人員 (平成22年3月末日現在)	6,008名 内訳： 社員* 636名、公認会計士 1,849名、 公認会計士試験合格者等(会計士補を含む) 2,279名、 その他の専門職 753名、事務職 491名 *関係会社のパートナー兼務者を含む。
沿革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュ トーマツ<DTT>) へ加盟 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更

10. 本議案の決議に関する事項

本議案につきましては、テレビ東京、TXBB及び当社の3社において、上記2. に掲げた株式移転計画（以下、「本件計画」といいます。）第7条（株式移転計画承認株主総会）に定める株主総会における承認を得られることにより、効力が生じるものといたします。

また、本件計画第10条（本株式移転の実行の条件）又は第11条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）に定める事項により、本件計画の効力が失われた場合、又は本株式移転を中止した場合は、本議案の決議は失効するものといたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第25条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

なお、本変更により2009年6月29日開催の第11回定時株主総会において選任された取締役の任期は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の任期) 第25条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の任期) 第25条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠または増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)

第3号議案 取締役7名選任の件

第2号議案が承認可決されますと、現任取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の迅速な対応を図るため1名減員し、改めて取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
山田 登 (1945年3月23日生)	1997年3月 (株)日本経済新聞社 電波本部副本部長 1999年7月 (株)テレビ東京 営業本部ネットワーク局長 2001年3月 当社 総務本部長 2001年6月 当社 取締役 総務本部長 2004年6月 (株)テレビ北海道 常務取締役 編成担当兼東京代表兼編成局長 2006年6月 同社 専務取締役 編成担当兼編成局長 2007年6月 当社 代表取締役社長 営業・編成本部長（現在に至る）
深沢 健二 (1949年12月17日生)	1996年3月 (株)日本経済新聞社 東京本社編集局産業部長 2001年3月 同社 役員直属 関連企業室次長 2004年4月 (株)テレビ東京 編成局担当補佐 2005年7月 同社 営業局担当補佐 2006年3月 (株)日本経済新聞社 執行役員経理担当補佐 2007年6月 (株)テレビ東京 取締役 経営戦略局・コンプライアンス統括室担当 2008年6月 同社 常務取締役 経営戦略局、関連企業統括室、コンプライアンス統括室担当 2009年6月 当社 専務取締役 総務・技術本部長（現在に至る）
藤井 潤一 (1950年8月15日生)	1999年7月 (株)テレビ東京 報道スポーツ本部スポーツ局スポーツ業務部長 2001年7月 同社 報道スポーツ本部スポーツ局次長兼スポーツ業務部長 2003年7月 同社 スポーツ局統括プロデューサー 2006年6月 当社 取締役 営業・編成本部営業局長兼編成局長 2008年6月 当社 常務取締役 営業・編成本部営業局長兼編成局長（現在に至る）
斎藤 史郎 (1948年9月16日生)	1998年3月 (株)日本経済新聞社 東京本社編集局次長兼経済部長 2003年3月 同社 東京本社編集局長 2004年3月 同社 執行役員 東京本社編集局長 2005年3月 同社 取締役 編集担当補佐、東京本社編集局長 2006年3月 同社 常務取締役 編集担当 2007年3月 同社 専務取締役 電波・電子戦略、情報技術、マーケティング本部担当 2008年3月 同社 専務取締役 電波・電子戦略、文化・事業、マーケティング本部、日経ヴェリタス担当 2010年3月 同社 専務取締役 電波・電子戦略、日経ヴェリタス担当、国際事業、経理統括（現在に至る）

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
安部 徹 (1961年6月16日生)	1985年4月 (株)富士銀行入行 2004年4月 (株)エスアールエル 新事業管理部長 2005年7月 (株)ビックカメラ入社 2006年2月 同社 社長室長 2007年9月 同社 総合戦略部長 2008年8月 同社 社長室長 2009年11月 同社 取締役 経営企画部長 (現在に至る)
三浦 正彦 (1965年8月23日生)	2001年1月 三井物産(株) ITソリューション事業部 2005年4月 同社 モバイル事業部 2007年10月 同社 ICTサービス事業部 クロスメディアマーケティング事業室長 2009年4月 同社 情報産業本部 メディア事業部 放送事業室長 2009年6月 当社 取締役 (現任) 2010年6月 三井物産(株) 情報産業本部 メディアサービス事業室長 (現在に至る)
村永 哲郎 (1961年12月21日生)	1994年4月 (株)東芝 情報・通信システム研究所 研究主務 1994年11月 米国カーネギーメロン大学 客員研究員 2003年4月 (株)東芝 iバリュークリエーション事業部 部長 2006年4月 同社 iバリュークリエーション事業部 事業部長 2008年4月 同社 ネットワークサービス事業統括部 経営変革統括責任者 2010年4月 同社 ネットワークサービス事業統括部長 (現在に至る)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、各候補者とも所有する当社株式はありません。
2. 斎藤史郎氏、安部 徹氏、三浦正彦氏、村永哲郎氏は、社外取締役候補者であります。各候補者の経歴を活かして当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、当社の経営体制が更に強化できると判断したものであります。
3. 三浦正彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

経営統合に向けた監査体制の強化を図るために、監査役を1名増員し、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
山越 裕 (1950年2月23日生)	2000年3月 ㈱日本経済新聞社 電波本部 副本部長 2001年4月 ㈱日経放送メディア 取締役 企画本部長 2005年6月 テレビ東京ブロードバンド㈱ 代表取締役会長 2007年6月 ㈱テレビ東京ダイレクト 専務取締役 2008年6月 ㈱テレビ東京ヒューマン 取締役(現在に至る)

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、所有する当社株式はありません。
2. 山越 裕氏は、社外監査役候補者であります。候補者の長年培ってきた経験等を当社の経営全般の監視に活かしていただきたく、選任をお願いするものであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます藤井実氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の基準に従い妥当な範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと思います。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
藤井 実	2009年6月 当社 取締役会長(現在に至る)

以上